

相楽東部広域連合職員定数条例

平成 20 年 12 月 22 日
条 例 第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条第 6 項、第 172 条第 3 項及び第 191 条第 2 項の規定に基づき、広域連合長、教育委員会、議会及び選挙管理委員会の事務部局の職員の定数について定めるものとする。

(職員の定数)

第 2 条 前条の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広域連合長の事務部局の職員 3 人
- (2) 教育委員会の職員 9 人
- (3) 議会の事務部局の職員 2 人
- (4) 選挙管理委員会の事務部局の職員 2 人

2 前項第 3 号及び第 4 号に規定する職員は、広域連合長の事務部局の職員をもって充てる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。